

令 6 長寿社会第 1 4 8 2 号  
令和 7 年（2025 年）4 月 10 日

各介護施設・事業所等管理者 様  
（中核市所在施設・事業所を除く）

山口県健康福祉部長寿社会課長

### 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（通知）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、平素から格別の御協力、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

災害時における被災状況等の把握については、介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被災状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援に繋げるため、厚生労働省が運営する介護サービス情報共有システムに災害時情報共有機能（以下「災害時情報共有システム」という。）が追加され、被災するような状況が発生した場合は、当該災害時情報共有システムにより被災状況の報告が可能となっております。

つきましては、その運用方法は下記のとおりとなりますので、御承知いただき、被災時において速やかな報告をお願いいたします。

なお、万一、介護施設等が被災した場合、速やかに情報提供いただく必要があることから、まず電話により県長寿社会課へ御連絡してください。災害時情報共有システムの入力、電話連絡の後で支障ありません。

### 記

#### 1 国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに、介護施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。

（災害情報の登録例）令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨

#### 2 県から介護施設等への連絡

厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、県は速やかに管内の介護施設等に対し、県ホームページ等により、システム上での被害状況の報告が可能になったことをお知らせします。

#### 3 介護施設等における被害状況の報告

県から連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。

- (1) 災害時情報共有システム（介護サービス情報報告システム）にログインする。  
[\(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/35/\)](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/35/)
- (2) 「被災状況の報告」から被災状況を入力し「報告する」をクリックする。

#### 【システムログイン方法】

施設種別	ID及びパスワード
有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	本通知添付の「災害時情報共有システム」ログイン情報のお知らせに記載のID及びパスワード
介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）を除く。）	情報公表システムのID及びパスワード

あらかじめ、災害時情報共有システム（介護サービス情報報告システム）にログインし、「被災報告の担当者の連絡先設定（担当者、電話番号、メールアドレス）」及び「緊急時の担当者の連絡先設定（担当者、電話番号、メールアドレス）」を最新のものに更新していただきますようお願いいたします。

報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を優先し、発災時に把握している状況に基づき入力（報告）を行ってください。

#### 4 留意事項

被災時は当通知本文のほか、別紙1「災害発生時のフロー」及び別紙2「被災状況報告項目」を参考に報告を行ってください。

システム操作の具体的な方法については、県ホームページ又は山口県介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」に掲載してある操作マニュアル等で御確認をお願いいたします。

- ・ 県ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/49/276725.html>

- ・ 山口県介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/3504.html>

担当

施設班

TEL 083-933-2793

介護保険班

TEL 083-933-2774

FAX 083-922-3022